

令和5年度「介護サービス情報の公表」報告・情報公表計画

- 1 計画の基準日
令和5年1月1日
- 2 計画の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間
- 3 報告の対象となる事業所
 - (1) 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所のうち別紙1に定めるサービスを提供する事業者。
 - (2) 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所のうち別紙1に定めるサービスを提供する事業者
- 4 事業所ごとの報告の提出先
介護サービス情報報告システムにより報告を行う。
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/24/>
- 5 事業所ごとの報告の提出期限
報告・情報公表計画（別紙2）のとおり
- 6 事業所の調査の実施
三重県介護サービス情報の公表制度における調査の実施に関する指針（別紙3）に定めるとき